

令和4年第11回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年11月30日(水) 15時00分		
出席委員 (18名)	1番	二月田 努	
	2番	中 園 真 一	
	3番	相 良 悟	
	4番	鎌 田 陽 一	
	5番	中 村 優 志	
	6番	田 代 一 友	
	7番	松 下 さえ子 (会長職務代理者)	
	8番	有 村 啓 太	
	9番	東 鶴 昭 雄	
	10番	上 原 雄 二	
	11番	清 水 和 子	
	12番	岡 村 勝 敏	
	13番	山之内 悟	
	14番	笹 峯 久 雄	
	15番	大 山 茂 美	
	16番	長 崎 恵里子	
	18番	常 盤 信 一	
	19番	槐 島 睦 夫 (会 長)	
欠席委員 (1名)	17番	今 村 浩 一	
事務局 振興農地グループ	事務局長	堀ノ内 敬久	主幹兼グループ長 下久保 弘
	主 査	藤原 卓也	主 査 剥岩 泰三
			サブリーダー 中村 真貴子
			主 査 徳永 香理
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1「農地利用変更届」について</p> <p>2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について</p> <p>3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について</p> <p>7「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について</p>		

開 会 15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	<p>それでは令和4年第11回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席農業委員ですが、17番委員より欠席届が出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のと</p>

	おりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査員の報告を求めます。 国分1を18番委員。
18番委員	1号1番を報告します。届出地は市営寺馬場住宅の西に位置しておりまして、現況は畑でありました。利用変更目的は畑として使用することになっております。工事内容は盛土を0.3mし、周囲は造成地や畑に接しているという関係もあって、畑として利用されるものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われます。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上です。
議長（会長）	はい。調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございますでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定32件、中間管理権の設定7件、合計41件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が8件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積5,441㎡。利用権設定32件、筆数45筆、面積92,614㎡。中間管理権設定7件、筆数10筆、面積12,856㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されたので報告いたします。以上です。

議長（会長）	事務局の報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 14 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺 1 を 6 番委員。
6 番委員	3 号 1 番の所有権移転について報告いたします。申請地は竹山東公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,983 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、国分 2、3 を 13 番委員。
13 番委員	はい。3 号 2 番、3 番を続けて報告いたします。 まず、3 号 2 番です。申請地は市営川内団地の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,059 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続けて 3 番について報告をいたします。申請地は永山公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,559 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4 から 7 まで 18 番委員。
18 番委員	3 号 4 番から 7 番まで続けて報告をさせていただきます。 3 号 4 番。申請地は向花小学校の西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,679 m ² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われれます。

	<p>次に 3 号 5 番。申請地は市営寺馬場住宅の西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,292 m² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>次に 3 号 6 番。申請地は姫城公民館の南東に位置し、現況は田であります。申請地には※※さんが令和 8 年 4 月まで使用収益権を設定しております。なお、合意解約も同時に申請をされております。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,292 m² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>次に 3 号 7 番。申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は不耕作であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 4,224 m² で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 8 を 16 番委員
16 番委員	<p>3 号 8 番について報告いたします。申請地は地区外のため、現地調査を 11 番委員にお願いいたしました。申請地は万膳 4 区自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,235 m² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、隼人 9 から 11 まで 5 番委員。
5 番委員	<p>3 号 9 番を報告します。申請地は市営小浜団地の北と北西に位置し、現況は※※は田、※※は畑、※※は不耕作である。申請地のうち※※と※※の利用権は譲受人である。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 13,792 m² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、3 号 10 番を報告します。申請地は隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は田である。申請地の利用権は受人である。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 191,614 m² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、3 号 11 番を報告します。申請地は隼人東インターチェンジの南に位置し、現況は田と畑である。申請地の利用権は受人である。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して</p>

	耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 143,155 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 12、13 と、福山 14 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	<p>3 号 12 番と 13 番は、申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりますので、現地調査を 18 番委員にしてもらい、私が聞き取り調査を行いました。</p> <p>まず 3 号 12 番について報告いたします。申請地は向花小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,688 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 3 号 13 番について報告いたします。申請地は市営奈良田団地の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,135 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして 3 号 14 番について代理報告をいたします。申請地は福山町国師公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 11,623 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
4 番委員	はい。良いですか。
議長（会長）	はい。どうぞ。
4 番委員	国分の 5 番、6 番で水稻とみかんになってるんですが、どういう作り方をしたら水稻とみかんができるのか伺います。
議長（会長）	はい。事務局。
事務局	国分 5 についてはみかんを耕作します。国分 6 については水稻を耕作します。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
4 番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園1を6委員。
6番委員	4号の1番を報告いたします。申請地は持松1区公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は牛舎1棟、堆肥舎1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、国分2を17番に代わり2番委員。
2番委員	議案4号2番について報告をいたします。申請地は国分中央高等学校の東に位置し、現況は既に造成済である。なお、平成20年5月頃5条許可不履行の経緯書が添付されております。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地と5条申請地の1,397.94㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,262.94㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、12月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を6番委員。
6番委員	5号1番を報告いたします。申請地は道場口公民館の南に位置し、現況は田と不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅19棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地雑種地の1,155㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は4,764㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく国分2から4まで4番委員

4 番委員	<p>5号2番から4番まで、続けて報告いたします。</p> <p>まず、5号2番。申請地は舞鶴中学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の地域整備法等に該当するものと思われる。転用目的は工業団地整備用地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地5条許可地、道路、水路を一体利用するもので、全体計画面積は115,555.87㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。なお、本申請は4月総会承認された残りの未相続地4筆であり、今回相続が完了したため事業計画変更と同時申請であり、県許可案件であります。</p> <p>続けて5号3番を報告いたします。申請地は市営福島第一団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして5号4番を報告いたします。申請地は霧島市公設地方卸売市場の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分5を13委員。
13 番委員	<p>5号5番について報告いたします。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分6、7を17番に代わり2番委員。
2 番委員	<p>17番に代わり代理報告をいたします。</p> <p>議案5号6番。申請地は国分中央高等学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地、4条申請地の1,274.94㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,262.94㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に、議案5号7番。申請地は郡山地区集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所兼物置1棟、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告をいたします。</p>
議長（会長）	同じく国分8、9を18番委員。
18 番委員	<p>5号8番、9番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>5号8番。申請地は妻屋公民館の南東に位置し、現況は田であります。農地区分は第2種農</p>

	<p>地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。</p> <p>5 号 9 番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の北東に位置し、現況は畑であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。面積が 500 ㎡を超えている理由につきましては、備考欄にも記載がしてあるとおりですのでお目通しください。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 10 を 8 番委員。
8 番委員	<p>5 号 10 番を報告します。申請地は寺蔵公民館の南西に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で山林にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の 1,286 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 2,939 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 11 を 11 番委員。
11 番委員	<p>5 号 11 番について報告いたします。申請地は霧島温泉市場の北東に位置し、現況は山林と一部駐車場である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、霧島 12 を 6 番委員。
6 番委員	<p>5 号 12 番を報告いたします。申請地は向田自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、隼人 13、14 を 5 番委員。
5 番委員	<p>5 号 13 番を報告します。申請地は清水公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 14 番を報告します。申請地は小田西公民館の北西に位置し、現況は農機具車庫である。なお、平成 24 年頃建築済の経緯書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農機具車庫 1 棟を建築するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。</p>

議長（会長）	同じく隼人 15、16 を 7 番委員。
7 番委員	<p>5 号 15 番について報告をいたします。申請地は西瓜川原公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 16 番について報告いたします。申請地は霧島市立医師会医療センターの南西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終了いたしました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、12 月 5 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>国分 1 を 4 番委員。</p>
4 番委員	<p>6 号 1 番を報告いたします。申請地は舞鶴中学校の南東に位置し、現況は田である。転用目的は工業団地整備用地にするものである。農地区分は第 1 種農地の地域整備法等に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて用水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりましたが、何かご質疑・ご意見等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。

△ 議案第7号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」についてを議題といたします。農地法第30条第1項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは、本件について事務局の説明をお願いいたします。事務局。
事務局	議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について説明いたします。農地法第30条第1項の規定に基づいた農地の利用状況調査の結果、既に森林・原野の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難で、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた農地は、地目：田、322筆、316,639㎡、地目：畑、206筆、179,378㎡、合計で528筆、496,017㎡となりました。この528筆につきましては、周囲の農地との集団性や農作業への影響は軽微であると考えられることから、農地法第2条第1項に該当しない旨判断しましたのでご審議をよろしくお願いいたします。
議長（会長）	はい。事務局からの説明が終わりました。只今の説明につきましてご質疑或いは討論、ご意見等ございますか。非農地の判断です。よろしいでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑・討論を終了させていただきます。お諮りいたします。議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの判断です。このことについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」については、非農地とすることに決定をいたしました。
議長（会長）	以上で、令和4年第11回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、令和4年第11回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日は長時間にわたりご苦労様でした。これにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 16時00分